



宮 崎 県 公 報

平成24年11月29日（木曜日） 第 2442 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○救急病院の認定……………	(医療業務課)	1
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………	(国保・援護課)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”)……………		1
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………	(障害福祉課)	2
○県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示……………	(自然環境課)	2

頁

公 告

○保安林の指定予定の通知(3件)……………	(自然環境課)	5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………	(建築住宅課)	5
○歯科技工士国家試験の実施……………	(医療業務課)	5
○クリーニング師試験の実施……………	(衛生管理課)	6
○入会林野整備計画の認可(2件)……………	(山村・林振興課)	6
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………	(商業支援課)	6
○開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課)	7
正 誤		
○平成24年4月2日付け県公報(第2375号)中……………		7

告 示

宮崎県告示第 832号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
川南病院	児湯郡川南町大字川南 18150番地47

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年11月16日から平成27年11月15日まで

宮崎県告示第 833号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かわにし脳神経外科	日南市吾田西1丁目8番20号	平成24年10月1日
宇和田胃腸内科	西都市右松1丁目11番地	平成24年10月1日
竹尾歯科	延岡市山下町3丁目9番地1	平成24年10月1日

南山堂薬局 都城上町店	都城市上町9-4	平成24年10月1日
川越薬局	日南市大堂津4丁目8番4号	平成24年11月1日
ひまわり薬局	日南市星倉5丁目4番13号	平成24年11月1日
ふるかわ薬局	日南市吾田東11丁目9番21号	平成24年11月1日
あいな薬局	日南市木山1丁目2番23号	平成24年11月1日
イオン薬局 日向店	日向市大字日知屋古田町61-1	平成24年10月1日
日向北町薬局	日向市北町1丁目49番地2	平成24年11月1日
たかはる薬局	西諸県郡高原町大字西麓 922番地1	平成24年11月1日
ひむかくにとみ薬局	東諸県郡国富町大字宮王丸 374番地6	平成24年11月1日
訪問看護ステーション おひさま	北諸県郡三股町大字宮村字植木2860-1	平成24年8月1日

宮崎県告示第 834号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
ゆうクリニック	都城市広原町 3 号 10 番地 2	平成 24 年 9 月 25 日
かわにし脳神経外科	日南市吾田西 1 丁目 8 番 20 号	平成 24 年 9 月 30 日
宇和田胃腸科内科	西都市右松 1 丁目 11 番地	平成 24 年 9 月 30 日
ふるかわ薬局	日南市吾田東 11 丁目 9 番 21 号	平成 24 年 10 月 31 日
ひまわり薬局	日南市星倉 5 丁目 4 番 13 号	平成 24 年 10 月 31 日
川越薬局	日南市大堂津 4 丁目 8 番 4 号	平成 24 年 10 月 31 日
日向北町薬局	日向市北町 1 丁目 49 番地 2	平成 24 年 10 月 31 日
たかはる薬局	西諸県郡高原町大字西麓 922 番地 1	平成 24 年 10 月 31 日
ひむかくにとみ薬局	東諸県郡国富町大字宮王丸 374 番地 6	平成 24 年 10 月 31 日

宮崎県告示第 835号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
有限会社松の実薬局平和台店	宮崎市	薬局	平成24年11月1日
あいな薬局	日南市	薬局	平成24年11月1日
キャロット薬局	都城市	薬局	平成24年11月1日
在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO	宮崎市	訪問看護	平成24年11月1日

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 836号

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（平成21年宮崎県告示第 409号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（競争入札参加資格審査の申請）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は<u>その一部を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>（競争入札参加資格審査及び名簿登載）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により、競争入札参加資格の認定をし、又はしなかったときは、競争入札参加資格審査結果通知書（別記様式第7号）によりその旨を本人に速やかに通知するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により競争入札参加資格の認定をした者（以下「有資格業者」という。）については、その商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を森林整備業務有資格業者名簿（別記様式第8号。以下「名簿」という。）に登載するものとする。</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第9条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに競争入札参加資格審査事項等変更届（別記様式第9号）によりその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>（資格の認定の取消し）</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>（競争入札参加資格審査の申請）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、<u>その一部を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第7号）</u></p> <p><u>(17) [略]</u></p> <p>（競争入札参加資格審査及び名簿登載）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定により、競争入札参加資格の認定をし、又はしなかったときは、競争入札参加資格審査結果通知書（別記様式第8号）によりその旨を本人に速やかに通知するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定により競争入札参加資格の認定をした者（以下「有資格業者」という。）については、その商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を森林整備業務有資格業者名簿（別記様式第9号。以下「名簿」という。）に登載するものとする。</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第9条 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに競争入札参加資格審査事項等変更届（別記様式第10号）によりその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>（資格の認定の取消し）</p> <p>第10条 [略]</p>

2 知事は、前項の規定により競争入札参加資格の認定を取り消したときは、競争入札参加資格取消通知書（別記様式第10号）によりその旨を本人に速やかに通知するものとする。

（資格の停止）

第11条 [略]

2 知事は、前項の規定により資格停止をする者及び資格停止をする期間を決定したときは、競争入札参加資格停止通知書（別記様式第11号）によりその旨を本人に速やかに通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により競争入札参加資格の認定を取り消したときは、競争入札参加資格取消通知書（別記様式第11号）によりその旨を本人に速やかに通知するものとする。

（資格の停止）

第11条 [略]

2 知事は、前項の規定により資格停止をする者及び資格停止をする期間を決定したときは、競争入札参加資格停止通知書（別記様式第12号）によりその旨を本人に速やかに通知するものとする。

別記様式第11号を別記様式第12号とし、別記様式第7号から別記様式第10号までを1様式ずつ繰り下げ、別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第 7 号 (第 5 条関係)

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
(申請者) 商号又は名称
代表者職・氏名

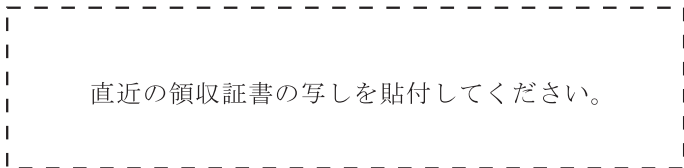
印

チェック欄 (いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。)

〈領収証書の写し添付〉

- 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを貼付してください。



添付する領収証書の写しが無い場合等

〈特別徴収実施確認〉

- 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

〈特別徴収義務が無い場合〉

- 当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。 → 確認印を受けてください。

〈開始誓約〉

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。 つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)宛てに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 837号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字柳水流字正ヶ迫 883 から 885まで、886-1、887、889
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字正ヶ迫 883から 885まで・889（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、886-1、887
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 838号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大明司字平田 259-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字平田 259-1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 839号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字深年字田原2666-7、2666-10、2674-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 840号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 24-2	大平産業 株式会社 代表取締役 平岩七 郎	西都市大字三宅字 堂ヶ嶋4315番4	6.00	67.54	平成24 年11月 15日

公 告

歯科技工士法（昭和30年法律第 168号）第12条第1項及び第2項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の期日
学説試験 平成25年2月19日（火曜日）
実地試験 平成25年2月20日（水曜日）
- 試験の場所
学説試験 宮崎市清水1丁目12番2号
宮崎歯科技術専門学校
実地試験 宮崎市清水1丁目12番2号
宮崎歯科技術専門学校
- 受験願書の受付期間
平成25年1月9日（水曜日）から1月18日（金曜日）まで（郵

送の場合は、1月18日付けの消印のあるものまで有効とする。）

4 受験願書の提出先
 受験者の住所地を管轄する保健所（県外居住者にあつては、宮崎県福祉保健部医療業務課）

5 その他
 詳細については、宮崎県福祉保健部医療業務課（電話0985（26）7055）に問い合わせること。

クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）第 7 条第 1 項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の期日
 平成25年 2 月14日（木曜日）

2 試験の場所及び時間

(1) 学科試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ
 イ 時間 午前10時30分から正午まで

(2) 実地試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ
 イ 時間 午後 1 時から午後 5 時まで

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 公衆衛生及び衛生法規に関する知識
 イ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第 154号）附則第 5 項の規定により、学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料 7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙を貼り、次に掲げる書類を添えて住所地を管轄する保健所の長（県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長）を経由して提出すること。

- (1) 履歴書（学歴を詳細に記入すること。）
- (2) 受験資格があることを証する書類（卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し）
- (3) 写真（出願前 6 箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのもの）

6 受験願書の受付期間

平成25年 1 月 4 日（金曜日）から 1 月18日（金曜日）まで

7 その他

- (1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。
- (2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。
- (3) 合格者の発表は、平成25年 2 月28日（木曜日）午前 9 時から各願書提出先の保健所において行う。
- (4) 受験手続その他については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7077）に問い合わせること。

なお、文書による照会は、必ず返信用切手を同封すること。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第11条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称
立山地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
日之影町大字七折5321番地
- 3 代表者の住所及び氏名
日之影町大字七折5321番地
松田 博喜

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第11条第 1 項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称
平崎地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
日之影町大字七折6038番地
- 3 代表者の住所及び氏名
日之影町大字七折6038番地
佐藤 貴

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン都城ショッピングセンター
都城市早鈴町1990番地
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名の変更
平成24年 7 月20日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年11月29日から平成25年 1 月 4 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、

当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン都城ショッピングセンター
都城市早鈴町1990番地
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成24年7月20日

- 3 意見の概要
意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年11月29日から平成25年1月4日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成24年11月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字蓼池字出水5615番1、5616番1、5617番1の一部	都城市都北町5445番地 都北センター株式会社

正 誤

平成24年4月2日付け県公報（第2375号）中

ページ	段	行	誤	正
2	右	33	農林水産省告示第283号	農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。

--	--